

告 示

埼玉県教委告示第二号

地方自治法（平成二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立川の博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社乃村工藝社

東京都港区台場二丁目三番四号

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで